

平成14年第3回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

1 期 日 平成14年9月26日(木)

2 場 所 東京区政会館

3 出席議員(13名)

3番	港区	島田幸雄
5番	文京区	斉田宗一
6番	台東区	木村肇
8番	荒川区	並木一元
9番	品川区	林宏
10番	目黒区	石橋佳子
12番	世田谷区	新田勝己
14番	中野区	斉藤金造
15番	杉並区	梅田ひさえ
17番	板橋区	菅東一
18番	練馬区	村上悦栄
19番	墨田区	早川幸一
20番	江東区	米沢正和

4 欠席議員(10名)

1番	千代田区	満処昭一
2番	中央区	今野弘美
4番	新宿区	野口ふみあき
7番	北区	福田伸樹
11番	大田区	河津章夫
13番	渋谷区	岡本浩一
16番	豊島区	小倉秀雄
21番	足立区	鈴木進
22番	葛飾区	峯岸實
23番	江戸川区	花島貞行

5 出席説明員

管理者	石塚輝雄
-----	------

副管理者	竹尾格
収入役	木村靖男
監査委員	室橋昭
監査委員	山本仁衛
総務部長	廣田倬典
施設管理部長	梅澤勝利
処理技術担当部長	茂中勉
計画推進部長	伊藤孝
計画推進担当部長	薬師寺史良
建設部長	程塚繁
総務課長	大室郁夫
職員課長	鴨志田隆
財政課長	田島俊二

6 出席議会議務局職員

事務局長	金子勇夫
事務局次長	高橋進治
書記	伊藤孝昭
書記	和田世生

7 議事日程

日程第1 会期決定について

日程第2 議案第20号 東京二十三区清掃一部事務組合監査委員条例の一部を改正する条例

日程第3 認定第1号 平成13年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 議案第21号 中防不燃ごみ処理センター第二プラント回転式破砕機用ローター売買契約の締結について

日程第5 議案第22号 大井清掃工場プラント更新工事請負契約の締結について

日程第6 議案第23号 大田清掃工場第二工場焼却炉補修及びボイラ設備等整備工事請負契約の締結について

日程第7 議案第24号 中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修工事請負契約の締結について

日程第8 議案第25号 破砕ごみ処理施設補修工事請負契約の締結について

- 日程第 9 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について
- 日程第 10 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について
- 日程第 11 運営委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 1 議案第 20 号 東京二十三区清掃一部事務組合監査委員条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 2 議案第 21 号 中防不燃ごみ処理センター第二プラント回転式破砕機用ローター売買契約の締結について
- 追加日程第 3 議案第 22 号 大井清掃工場プラント更新工事請負契約の締結について
- 追加日程第 4 議案第 23 号 大田区清掃工場第二工場焼却炉補修及びボイラ設備等整備工事請負契約の締結について
- 追加日程第 5 議案第 24 号 中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修工事請負契約の締結について
- 追加日程第 6 議案第 25 号 破砕ごみ処理施設補修工事請負契約の締結について
- 追加日程第 7 財務委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第 8 総務・事業委員会の閉会中の継続審査について

開 会（午後 2 時 00 分）

村上 悦栄議長 ただいまから平成 14 年第 3 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、会議規則第 112 条に基づき、3 番、島田幸雄議員及び 5 番、斉田宗一議員を会議録署名議員に指名いたします。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

石塚輝雄管理者。

石塚 輝雄管理者 平成 14 年第 3 回定例会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中をご参集いただきまして、ありがとうございます。

また、去る 8 月 23 日には、復旧工事中の京浜島不燃ごみ処理センター

をご視察賜り、まことにありがとうございました。ご心配をおかけしておりましたが、この不燃ごみ処理センターもおかげさまをもちまして9月4日より全面操業を開始し、現在順調に稼動しているところでございます。火災発生以来今日まで、皆様からお寄せいただきましたご協力に厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会の提出議案でございますが、まず、平成13年度決算についてでございます。厳しい財政事情を踏まえ、平成13年度予算の効率的執行に努めてまいりました。このたび、決算としてまとめましたので、ここに提出をいたします。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、契約議案でございます。

大井清掃工場プラント更新工事を始め、5件でございます。

大井清掃工場につきましては、本組合設立後初めての制限つき一般競争入札によるものでございます。さらに、条例の一部を改正を要するもの1件、また損害賠償に関するもの等、報告が2件ございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、本組合の運営に引き続き、一層のご理解とご協力をお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

村上 悦栄議長 以上で、管理者のあいさつが終わりました。

次に、諸般の報告を事務局長にいたさせます。

金子事務局長 ご報告申し上げます。

- 1 平成14年第3回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について
- 2 議案の送付について
- 3 議事説明員について

以上1から3の3件につきましては、お手元に文書の写しがございますので、内容の朗読を省略させていただきます。

なお、本日欠席の届がありました議員は、10名です。

村上 悦栄議長 次に、例月出納検査の報告が、監査委員から議長あてに提出されておりますので、事務局長より報告させます。

金子事務局長 お手元に7月分の例月出納検査結果報告書の写しをお配りしており

ますので、写しの配付をもってご報告とさせていただきます。

村上 悦栄議長 それでは日程第1を議題にいたします。

〔事務局長朗読〕

日程第1 会期決定について

村上 悦栄議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第2 議案第20号 東京二十三区清掃一部事務組合監査委員条例の一部を 改正する条例

村上 悦栄議長 提案理由の説明を求めます。

竹尾格副管理者。

竹尾 格副管理者 議案第20号、東京二十三区清掃一部事務組合監査委員条例の一部を改正する条例につきまして、提案しました理由並びに内容をご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部改正に伴い、当組合の監査委員条例を改正するものでございます。内容といたしましては、住民監査請求の対象となった行為について、監査結果が確定するまでの間、監査委員が執行機関等に対して、当該行為の一時停止を勧告することができ、この勧告をしたときは、監査委員はその勧告内容を請求人に通知し、これを公表しなければならないという暫定的停止勧告にかかる規定を新設するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

村上 悦栄議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 質疑なしと認め、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第20号については、総務・事業委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第20号については、総務・事業委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第3を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第3 認定第1号 平成13年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

村上 悦栄議長 提案理由の説明を求めます。

木村靖男収入役。

木村 靖男収入役 平成13年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを説明させていただきます。

お手元の決算書の2ページ、3ページをごらんください。歳入につきましては、合計欄にありますとおり、収入済額は1,029億5,182万823円であります。収入率は92.7%となります。

次に、4ページ、5ページをごらんください。

歳出でございます。合計欄にありますように、予算現額は歳出と同額1,110億2,000万円で、支出済額は992億7,860万3,685円であります。執行率は89.4%でございます。

歳入歳出差引残額は、6ページにございますように、36億7,321万7,138円となります。

実質収支は、恐れ入ります34ページをごらんいただきたいと思います。が、実質収支に関する調書の4翌年度への繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額2億2,098万5,000円を差し引いた額、34億5,223万2,138円でございます。

次に、歳入の主な内容を申し上げます。恐れ入りますがもう一度2ページ、3ページにお戻りいただきたいと思います。

金額を「万」単位で説明させていただきます。

始めに、第1款分担金及び負担金でございます。予算現額415億9,961万円、収入済額415億9,957万円。このうち、大半であります415億9,897万円が特別区の花担金でございます。

第2款使用料及び手数料でございます。

予算現額144億5,493万円、収入済額146億3,431万円。このうち、146億2,991万円が廃棄物処理手数料等でございます。

第3款国庫支出金でございます。

予算現額150億2,275万円、収入済額143億372万円です。これは清掃工場のプラント更新等にかかる国庫補助金の収入でございます。

第8款組合債。予算現額325億7,396万円、収入済額248億3,300万円。これは清掃工場の整備費等にかかる起債収入でございます。

次に歳出の主な内容でございます。4ページ、5ページをごらんください。

始めに、第2款総務費でございます。予算現額47億3,3038万円、支出済額46億1,079万円。本庁職員の給与費及び事務管理費等でございます。

第3款清掃費でございます。予算現額990億8,566万円、支出済額875億7,089万円。清掃工場等の維持・運営及び清掃工場の建設、プラント更新等の経費でございまして、歳出の88.2%を占めております。

最後に、6款諸支出金でございます。

予算現額67億9,715万円。この金額を財政調整基金に積立をしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

村上 悦栄議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、ご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。認定第1号、平成13年度東京二十三区清掃一部事

務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、財務委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって認定第1号は、財務委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第4から日程第8までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

- 日程第4 議案第21号 中防不燃ごみ処理センター第二プラント回転式破砕機用ローター売買契約の締結について
- 日程第5 議案第22号 大井清掃工場プラント更新工事請負契約の締結について
- 日程第6 議案第23号 大田清掃工場第二工場焼却炉補修及びボイラ設備等整備工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第24号 中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第25号 破砕ごみ処理施設補修工事請負契約の締結について

村上 悦栄議長 提案理由の説明を求めます。

竹尾格副管理者。

竹尾 格副管理者 議案第21号から議案第25号につきまして、一括して提案いたしました理由並びに内容をご説明申し上げます。

いずれも議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び第3条の規定に基づき提案いたすものでございます。

議案第21号、中防不燃ごみ処理センター第二プラント回転式破砕機用ローター売買契約の締結についての内容でございますが、ローターの老朽化に伴う購入でございます。

契約金額は6、720万円。契約方法は随意契約によるもので、契約の相手方は大阪市住之江区南港北一丁目7番89号、日立造船株式会社取締役社長、重藤毅直。代理人、東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号、日立造船株式会社東京本社、環境・プラント事業本部、環境東京営業部長、佐藤昭夫でございます。

議案第22号、大井清掃工場プラント更新工事請負契約の締結についての内容でございますが、東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画に基づき、プラント更新工事でございます。

契約金額は274億9,950万円。契約方法は、制限付一般競争入札によるもので、契約の相手方は、東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号、日立造船・前田・大豊建設共同企業体。代表者、大阪市住之江区南港北一丁目7番89号日立造船株式会社取締役社長、重藤毅直。復代理人、東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号、日立造船株式会社東京本社、環境・プラント事業本部、環境東京営業部長、佐藤昭夫でございます。

議案第23号、大田清掃工場第二工場焼却炉補修及びボイラ設備等整備工事請負契約の締結についての内容でございますが、焼却炉及びボイラ設備に係る各種工事でございます。

契約金額は8億6,415万円。契約の方法は、随意契約によるもので、契約の相手方は、議案第21号と同様に日立造船株式会社でございます。

議案第24号、中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修工事請負契約の締結についての内容でございますが、中防不燃ごみ処理センター第二プラントの定期補修工事でございます。

契約金額は4億5,150万円。契約の方法は、随意契約によるもので、契約の相手方は、前号議案と同様でございます。

議案第25号、破碎ごみ処理施設補修工事請負契約の締結についての内容でございますが、平成11年2月から停止しておりました本施設を再稼働させるために、設備類の補修を行うものでございます。

契約金額は、9億405万円。契約の方法は、随意契約によるもので、契約の相手方は、大田区羽田旭町11番1号、株式会社荏原製作所、代表取締役社長、依田正稔。代理人、東京都港区港南一丁目6番27号、株式会社荏原製作所品川事務所、エンジニアリング業務室長、浅見英紀でございます。

以上が、本議案を提案いたしました理由並びに内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

村上 悦栄議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、9番、林宏議員からの質疑の通告があります。

発言を許します。

9番、林宏議員。

林 宏議員 事前にお願いをしておきます。いわゆる埋め立てが進んでいる中防に、さまざまな一組の施設、東京都の施設も含めてですけれども、あるわけで、我々23区それぞれは、清掃工場なり清掃事業所というのが区の中にありまして、仕事をしているわけですが、なかなか防波堤、中防の施設について理解が深まらないというのが現実でありまして、そういう点から、今日もいろいろ議案が出ていまして、どこにこれがあって、どこを直して、どのようになっていくのかということをもう一度再確認をしていきたいなと。中防に行ってもなかなか広いですから、どこにどのような施設というのわかりにくいので、その図面といいますか、見取り図を出していただいて、それぞれどのようなところに施設があって、直していくことが必要なのか、あるいは建設していく必要があるのかというようなことを触れながら、説明をちょっと加えていただくと中防の工場といいますか、施設といいますか、それが我々の頭の中に入ってくるというように思いましてお願いをしたところです。よろしくお願いいたします。

村上 悦栄議長 梅澤勝利施設管理部長。

梅澤 勝利施設管理部長 お手元に配付させていただきました資料、中防内側及び外側埋立地埋立図をごらんいただきたいと思います。

私ども一部事務組合で所管しております施設は、中央防波堤の内側の埋立地内に立地してございまして、図面に赤い円で囲った中心に黄色でマーキングしてございます部分が、供給・処理施設等の用地ということでございます。これを拡大いたしましたのが、下段の各種施設配置図でございます。この中で、太枠がございまして、太枠内が私ども一部事務組合で管理しております区域でございまして、図面の右側に中防不燃ごみ処理センター、今回の契約でもご提案させていただいておりますが、第一プラント、第二プラントがございまして、その中ほどに、粗大ごみ破碎処理施設、左端にヤードをはさみまして少し離れておりますが、破碎ごみ処理施設という配置になっております。

簡単でございますが、配置関係は以上でございます。

村上 悦栄議長 林宏議員。

林 宏議員 ありがとうございます。

ちょっと確認したいのですけれども、名称は何という、この太枠で囲っ

てあるところが一組の、いわゆる持ち分といいますか、いろいろな施設が建っている場所というように理解はしましたけれども、一組の不燃ごみ処理センターというのは、センターというふうに理解できるのですが、施設というのは、名称とか、そういうのは総合的にあるのか、各施設ごとに何か別々の名称がつけられているのか、その辺だけ説明してください。

村上 悦栄議長 梅澤勝利施設管理部長。

梅澤 勝利施設管理部長 大変雑な説明で申しわけございません。

不燃ごみ処理センター、それぞれ3施設ございますけれども、それぞれの建設年代もそれぞれ異なっておりまして、その都度このエリア内の施設については、年度も違いますので、それぞれの建設時にふさわしい名称ということで、施設名はつけてあります。中防不燃ごみ処理センターというのは、もう一つ例の火災が起きました京浜島にもございますので、中防不燃ごみ処理センターということで、不燃ごみ処理の施設の名称としております。それから、中ほどが粗大ごみ破碎処理施設ということで、これも大きな粗大ごみを破碎して、可燃物あるいは不燃物等に分けて適切に処理するという施設でございますので、そういう名称で私ども命名してございます。

それからそのうちの破碎したごみの、可燃ごみにつきましては、一部を一番左にあります破碎ごみ処理施設で焼却を今後していこうと、来年度からでございますが、これを再稼働させて焼却していこうということで、破碎されたごみを処理する施設ということで、名称をつけさせていただいております。

以上でございます。

村上 悦栄議長 林宏議員。

林 宏議員 すみません、もう一点だけ、上の図、カラーのところの確認をさせていただきたいのですが、右側にそれぞれの呼び名がついているのですが、色分けされていて、グリーンですとか黄色とか水色で。これはこういう呼び方をして、例えば一組のあるイエローのところは、供給・処理施設等用地というふうに呼んで、それなりに使うというように理解をしてよろしいのでしょうか。

村上 悦栄議長 梅澤勝利施設管理部長。

梅澤 勝利施設管理部長 これは、東京港の利用ということで、東京都港湾局が港

湾計画を定めました、その中でのいろいろな用途ということで、決められて
てございます。

私どもの区域は、今先生からお話がありましたように、供給・処理施設
等用地という区分で分けられているところでございます。

村上 悦栄議長 先ほどの質問で、ほかに答弁はありますか。

〔「なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ほかにご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第21号から議案第25号までの5議案につ
ては、財務委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第25号までの5議案は、財務委員会に
付託することに決定いたしました。

次に、日程第9及び日程第10を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第9 報告第3号 専決処分した事件の報告について

日程第10 報告第4号 専決処分した事件の報告について

村上 悦栄議長 事務局長に朗読いたさせます。

金子事務局長 「報告第3号 専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づ
き、新江東清掃工場内設置設備事故の損害賠償について、別紙調書のと
おり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成14年9月26日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 石塚輝雄」

「報告第4号 専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基
づき、議決を得た契約の変更について、別紙調書のとおり専決処分したの

で、同条第2項の規定により報告する。

平成14年9月26日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 石塚輝雄」

村上 悦栄議長 報告理由の説明を求めます。

竹尾格副管理者。

竹尾 格副管理者 報告第3号について、ご説明申し上げます。

本件は、新江東清掃工場内設置設備事故の損害賠償についての報告でございます。本事故は、去る3月25日新江東清掃工場内プラットホームのゲート扉の開閉時に、ごみを搬入していた車両の一部を破損させたことに対し、当組合が支払う損害賠償の額を別紙調書のとおり決定したものでございます。

次に、報告第4号について、ご説明申し上げます。

本件は、議決を得た契約の変更で、別紙調書のとおり、練馬清掃工場排ガス処理設備棟増築工事でございます。地中障害物の撤去等による契約変更で、契約金額を4億6,003万6,500円から50万4,000円増額し、4億6,054万500円に変更するものでございます。

以上、ご報告いたします。

村上 悦栄議長 以上で、報告は終わりました。

ただいまの説明のとおりですので、ご了承いただきたいと思います。

この際、付託案件の委員会審査のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時30分）

再 開（午後3時00分）

村上 悦栄議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

総務・事業委員会の審査が終了した、議案第20号及び財務委員会の審査が終了した議案第21号から第25号までの5議案と、平成13年度決算の認定に係る財務委員会の閉会中の継続審査及び総務・事業委員会に付託されておりました陳情第1号及び第2号に係る閉会中の継続審査につい

ての計 8 件を、本日の日程に追加し、審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号ほか 7 件を本日の日程に追加し、審議することに決定しました。

まず、追加日程第 1 を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 1 議案第 20 号 東京二十三区清掃一部事務組合監査委員条例の一部を改正する条例

村上 悦栄議長 総務・事業委員会からの報告をお願いいたします。

齊藤金造総務・事業副委員長。

齊藤 金造総務・事業副委員長 総務・事業委員会に付託されました議案に対する審査の結果について報告します。

当委員会に付託されました議案は、議案第 20 号東京二十三区清掃一部事務組合監査委員条例の一部を改正する条例であります。議案第 20 号は、地方自治法の改正に伴い、当組合の監査委員条例を改正するもので、住民監査請求の対象となった行為について、監査結果が確定するまで、監査委員が執行機関等に対し、当該行為の一時停止を勧告することができること、またこの勧告をしたときは、監査委員はその勧告内容を請求人に通知し、これを公表しなければならないという暫定的停止勧告に係る規定を新設するものであります。

審査の結果、監査委員条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務・事業委員会報告を終わります。

村上 悦栄議長 ただいまの総務・事業委員会からの報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第20号は、総務・事業委員会報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は、総務・事業委員会の報告のとおり、可決することに決定しました。

次に、議事進行上、追加日程第2から追加日程第6までの5件を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第2 議案第21号 中防不燃ごみ処理センター第二プラント回転式破砕機用ローター売買契約の締結について

追加日程第3 議案第22号 大井清掃工場プラント更新工事請負契約締結について

追加日程第4 議案第23号 大田清掃工場第二工場焼却炉補修及びボイラ設備等整備工事請負契約の締結について

追加日程第5 議案第24号 中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修工事請負契約の締結について

追加日程第6 議案第25号 破砕ごみ処理施設補修工事請負契約の締結について

村上 悦栄議長 財務委員会からの報告をお願いいたします。

早川幸一財務委員長。

早川 幸一財務委員長 財務委員会に付託されました議案に対する審査結果について報告します。

当委員会に付託されました議案は、議案第21号、中防不燃ごみ処理センター第二プラント回転式破砕機用ローター売買契約の締結について、議案第22号、大井清掃工場プラント更新工事請負契約の締結について、議案第23号、大田清掃工場第二工場焼却炉補修及びボイラ設備等整備工事請負契約の締結について、議案第24号、中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修工事請負契約の締結について、議案第25号、破砕ごみ処理施設補修工事請負契約の締結についての5件であります。

議案第21号は、不燃ごみを破砕する回転式破砕機用の主要部品である

ローターの老朽化に伴い、新たに購入する売買契約の締結であります。また、議案第 2 2 号は、大井清掃工場のプラント更新を当一部事務組合一般廃棄物処理基本計画に基づき、実施する工事請負契約の締結であります。議案第 2 3 号及び議案第 2 4 号は、ごみ処理施設の焼却施設を始めとした設備の機能維持、安定稼働を確保するため、施設を停止して行う工事請負契約の締結であり、議案第 2 5 号は、平成 1 1 年 2 月から停止していた施設を再稼働させるために施行する補修工事請負契約の締結であります。

以上の 5 件の物品購入売買契約及び工事請負契約の締結については、質疑及び審査の結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で、財務委員会報告を終わります。

村上 悦栄議長 ただいまの財務委員長からの財務委員会報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。議案第 2 1 号から議案第 2 5 号までの 5 議案については、財務委員会報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 1 号から議案第 2 5 号までの 5 議案は、財務委員会報告のとおり、可決することに決定しました。

次に、追加日程第 7 を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 7 財務委員会の閉会中の継続審査について

村上 悦栄議長 継続審査申出書を事務局に朗読させます。

金子事務局長 「継続審査申出書

本委員会において審査中の下記事項について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 7 2 条の規定により申し出ます。

記

1 認定第 1 号 平成 1 3 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳

入歳出決算の認定について

平成14年9月26日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

財務委員長 早川 幸一

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議長 村上 悦栄 様

村上 悦栄議長 お諮りします。

財務委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は財務委員会の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

次に、追加日程第8を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第8 総務・事業委員会の閉会中の継続審査について

村上 悦栄議長 総務・事業委員会の「継続審査申出書」を事務局長に朗読いただきます。

金子事務局長 「継続審査申出書

本委員会において審査中の下記事項について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第72条の規定により申し出ます。

記

1 平成14年陳情第1号

清掃工場建設計画の見直しを求める陳情

2 平成14年陳情第2号

渋谷清掃工場にダイオキシンの連続監視装置の設置を求める陳情

平成14年9月26日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

総務・事業副委員長 齊藤金造

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議長 村上 悦栄 様

村上 悦栄議長 お諮りいたします。

総務・事業委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は総務・事業委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、日程第 11 を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 11 運営委員会の閉会中の継続調査について

村上 悦栄議長 運営委員会については、議会の運営連絡等について、閉会中も調査する必要があることから、閉会中の継続調査に付することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、議会の運営連絡等について、運営委員会の閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出があります。

石塚 輝雄管理者。

石塚 輝雄管理者 第 3 回定例会の散会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案いたしました議案につきましては、慎重なご審議の上、いずれも原案どおりご議決を賜りまして、まことにありがとうございました。ご審議の中でいただきましたご意見等に、十分に留意いたしまして、清掃工場等の適切な管理、運営に努めてまいりますので、引き続きご指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、平成 13 年度決算につきましては、ただいま継続審査とのご決定をいただきましたので、引き続きご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、まことにありがとうございました。

村上 悦栄議長 以上で、管理者の発言は終わりました。

以上を持ちまして、本日の日程は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会（午後 3 時 1 2 分）